

能登誌に、『昔は今濱宿なき以前は、此村驛なりし故に、今も元宿と呼べり。元は末森の城下にて兵亂に荒れ、其上田地砂に埋りて退轉せしに、今又家出來て一村となれり。』と見え、箕浦氏の筆記にも、前田利家が末森後詰の時、今濱村を打過ぎ、本宿村の南嶺山腰掛松の邊へ上つたとある。

シユクイハ 宿岩 石川郡板尾領宿、谷から北方、後谷領イリヌマに至る間に、宿岩又は堂岩と名づける大石が四つある。一の岩は土際で横四米八・高さ二米四、南面に岳覺忍方一ト、戸訶薩方一ト、一王方二ト、俱利金那方二トと彫刻しあり、二の岩は横二米四・高さ一米四、表面に薩覺坊一ト、千羅坊一トとあり、三の岩は横三米・高さ一米二、表面に家善坊二トとあり、四の岩は横二米四・高さ一米八で、表面に蓮願坊一ト、訶薩坊一トとある。この地澄澄の宿した古跡と傳へるを以て、白山衆徒が一夏若しくは二夏を戒行の場として籠つたのなるべく、トは度であらうといはれる。

シユクザキ 宿岬 ↓コウナミザキ 高波岬。

シユクシホウダカ 宿仕法高 藩政の時、宿立の村で、財政困難なる爲、宿方の萬難を維持し得ぬことがある。然る時は之を補填する目的で取高をなし、之によりて得る用米を萬難に宛て、この高を宿仕立高と稱した。

シユクゼンジ 宿善寺 鹿島郡伊久留に在つて、眞宗東派に屬する。

シユクヤ 宿屋 ヤシク 鹿島郡鹿島路の内の小字。

シユゲンドウ 修験道 ↓ヤマブシ 山伏。

ジユクウイン 壽光院 加賀藩主第十代前田重政夫人徳川氏の法號。詳しくは壽光院天嶺妙雲大禪定尼。

ジュシヤ 儒者 寛永二年前田利常の小瀬甫庵を祿したのが御儒者の初であらう。次いで光高は十七年松永昌三を徵し、綱紀は萬治二年に松永永三を、三年に木下順庵を、寛文五年に中泉恭祐・澤田宗堅を、正徳四年に兒島景范を招き、その他平岩仙桂・五十川剛伯・岡島達・室直清等皆御儒者であつた。御儒者の地位は平士に准じた。

ジュシヨウイン 樹正院 加賀藩祖前田利家の女豪姫の法號。詳しくは樹正院命室壽晃大禪定尼。

ジュシヨウイン 壽正院 加賀藩主第十二代前田齊廣の女で、大聖寺侯前田利極夫人になつた勇姫の法號。詳しくは壽正院妙量日詮大姉。

ジュシン 珠心 ↓ミヨウシユウシユシン 明州珠心。

ジュシン 樹心 珠洲郡鶴飼眞宗東派妙嚴寺内の往還寺九代であつた。十六歳江戸吉祥寺に禪を學び、次いで南都に法相を習ひ、本願寺琢如に召されて堂衆に列した。是より先て初められたが、未だ學舎を有しなかつたので、樹心は常如に建議し、大坂の平野屋五兵衛に資を得て之を起した。後常如は和泉の大津御堂を樹心に與へ、改めて南溟寺と稱して之に居らしめた。天和三年五月十一日寂。

ジュセイイン 壽清院 加賀藩主第六代前田吉徳の側室園田氏の法號。詳しくは壽清院瑞巖淨心比丘尼。

シユゼンアン 守禪庵 珠洲郡馬縹に在つて、曹洞宗に屬し、本光寺の塔司である。寶永元年一覽記に、『本光寺の少し下に隱寮あり。守禪庵といふ。風景無類なり。下は泊の淵とて舟の往來多く、傍は塩屋・塩濱打つゞき、向うは鯉崎というて岩の出張あり。』とある。

シユゼンシ 朱染紙 伊豆修禪寺で抄く故に、元來修禪寺紙といふたのであるが、この紙は蓼の皮を煎じて染め、赭褐色を帯びるから、誤つて朱染紙と書かれるに至つた。朱染紙は寛永の頃から加賀藩で銀子を封裝するに用ひたが、それは伊豆産のものではなかつたのであらう。加越能銘記と稱する兒童手習の文に、『能登中居釜、山田數奇屋炭、長尾煙草、久田朱染紙』と見えるから、能登では鳳至郡久田村がその特産地であり、又加賀では石川郡市原村に産した。

シユゼンシフウギン 朱染紙封銀 ↓シユフウギン 朱封銀。

シユツギン 出銀 知行百石以上の士は、無役と役掛りとに拘らず、百石につき一年銀二十五匁を藩に納めるを出銀といひ、三月に十匁、十月に十五匁を會所中の出銀奉行に差出した。自他群書寛文四年の條に、『十月御家中一統出銀の員數相究。是より前は其年の入用に依て年々過不足有。今年より定格となる。』と見える。この銀は主として諸士が他國に勤務し、若しくは使者となつた時の費用に當てるもので、かゝる場合には、その人の知行高と任務とに因つて一定の銀高を下附せられた。而して出役した者の受領する銀子は、元來諸士の共同蓄積したものであるから、返

還するを要しない。若し支給せられる額で不足なる時は、會所銀の借用を許された。百石未満の者は出銀しないが、又この基本金中から出役の費用を與へられた。

シユツギンウケハラヒギヨウ 出銀請拂奉行 其の初は不明であるが、萬治年中に野村覺之丞・青木新右衛門、延寶五年には林市郎右衛門、貞享四年には山本嘉助が命ぜられたことが見える。後連綿したが、享保の中頃より二人充となり、平士の役であつた。

シユツギンギヨウ 出銀奉行 年月不詳奥村因幡易英の任ぜられたのを起源とする。寛文三年寺西若狹秀賢が命ぜられ、以來連綿として人持組の一人役であつた。

シユツシ 出仕 加賀藩の制、物頭以上の職に在る者、佳節朔望毎に藩侯に謁見奉賀し、それを出仕といふた。故に出仕以上といふ時は、頭分以上の待遇を受ける者の謂であつた。服装は服紗小袖・布上下を用ひる。但し正月の朔望と七月望とは之を缺き、藩侯不在の時は年寄が之に代つた。元祿十年七月廿五日に、藩侯の在府中も在國の通り佳節・朔望に辰の刻登城出仕すべきことを命ぜられてゐるから、これより前は藩侯が封國に不在の間は出仕を要しなかつたのであらう。

シユツタ 出田 タツ 珠洲郡飯田郷に屬する部落。能登名跡志に、『出田村といふに嶺越坂といふあり。是は嶺の越えしを見て付けし新道なり。此村に惣六といふ百姓、蓮如上人の書物多く持傳へり。』とある。

シユツタヤマギシ 出田山岸 マギシヤ 珠洲郡出田の内の小字。

シユツプ 出府 藩政の時、領國から江戸